

第28回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 令和3年8月2日(月) 午後1時33分 ～ 午後2時40分
- 2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室
- 3、出席委員 11名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 1名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

- ①第1 議事録署名委員の指名 5番 江頭 武寛 委員 6番 大町 朝子 委員
- ②第2 報告第 61号 農振法第13条の規定による変更申請について(軽微な変更)
 報告第 62号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 131号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 132号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について
 議案第 133号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
 議案第 134号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
 について
 報告第 63号 農地法第4条適用除外の証明願いについて

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	主 査	田中 莊子
局長補佐	高田 浩平	書 記	植松 優太

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	三原 一義	×	7	坂本 理一	○
2	中牟田 安彦	○	8	廣瀬 幸治	○
3	中村 正信	○	9	中村 博之	○
4	木下 英春	○	10	山口 和子	○
5	江頭 武寛	○	11	松浦 秋行	○
6	大町 朝子	○	12	織田 博吉	○
			計	12名	11名

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名	
南川・筒口・大殿分・貝瀬・土穴・本城	山口 茂喜	
中尾・上古枝・竹ノ木庭・平仁田	山口 敏春	

7. 会議の概要

事務局	<p>皆さん、こんにちは。定刻を少し過ぎていますので只今から第28回定例総会を開きたいと思います。総会に入る前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、1番三原委員の欠席と10番山口委員の遅刻を確認。)本日只今の出席委員は10名です。次に議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は5番の江頭委員と6番の大町委員にお願いいたします。審議に入ります前に、議事進行について、いつもの注意を4点ほどいたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔に言っていただきますようお願いいたします。2点目です。審議に入りましてからの私語はこれをきつく禁止といたします。3点目です。この会場内は当然のことながら禁煙です。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ございませんが、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があつて、これを審議・採決するときは、特に指示をこちらから致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがございますので、ご注意をお願い致します。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力をお願いいたします。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
	<p>(10番委員、到着し着席)</p>
会長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。ようやくと言いますか。やっと夏らしくなってきました。ずっと良い天気が続いていて雨不足だったのですが、2・3日前に雨がザーッと降りました。市内全体的に降ったのかなと思っていたのですが、先程皆さんから話を聞いたところ市内の北側だけだったようです。それでも大豆には良かったようで一息ついたとのことでした。私の方はオリンピックが真っ最中ですのでゴルフの松山が気になって、テレビにかじりついていました。今日の朝ドラではオリンピックの見過ぎで高齢者の方が具合が悪くなったという話があつていましたが、皆さん方には暑い中にご苦労いただきますけれども、8月24日から27日まで農地パトロール(利用状況調査)の現地確認について事務局案を作っておりますので、日程調整を皆さんにお諮りをしたいと思っています。好天が続いているのですが、野菜や果樹の価格が伸び悩んでいます。坂本委員や私はブドウを作っているのですが、今年は粒が小さくて通常からすれば値段も安くなっています。今日久しぶりに選果場に行きましたら、(量は)出ているけれども余りにも安いのもう少し頑張らないといけないということをしていました。ミカンの方も管理が大変だと思います。併せてこれから先もうひと働きをお願いをしたいと思っています。</p> <p>今日は案件的にはそうまで多くありませんので、早めに終わればと思っていますから、ご協力をお願いして進めていきたいと思っています。今日もよろしくお願ひします。それでは早速ではございますが、報告第61号「農振法13条の規定による農用地利用計画の変更について(報告)」を農政係から説明をお願いします。</p>
農林水産課 農政係	<p>議案書の1頁と説明資料の1頁をご覧ください。農振法の軽微な変更について報告をさせていただきます。申請地は大字〇〇〇〇番地〇の一部です。地目は畑で、面積は全体が10,394平米ですが、このうちの192平米を今回変更となっております。場所は〇〇〇〇沿いの〇〇から〇〇方面へ登って行った所になります。変更の目的はトラクターなどを収納する農業用倉庫です。申請人は所有者である〇〇〇〇さんです。関係者の同意として隣接農地の所有者、区長・生産組合長と担当農業委員の同意がしてあります。農地区分は第1種で、申請地は多良岳開拓建設事業、中山間直接支払交付</p>

	<p>金、多面的機能支払交付金の該当地ですので補助金返還の確約書が提出されています。また、現在資材置場として利用されているため、始末書も一緒に提出されています。軽微な変更の理由ですが、申請者は〇〇集落で農業を営んでおられ自宅付近に置いていた倉庫では狭くなったため、耕作している土地内に新たに農業用倉庫を建設するものです。既に7月14日に鹿島市公告第21号で公告いたしまして、7月16日付で県へ報告し、同日付で申請人へ軽微な変更の許可について通知を行ったところでございます。この後、農業委員会へ農地転用の手続がされるものと思います。以上で報告第61号の説明を終わりますので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	始末書を読み上げてもらえますか。
農林水産課 農政係	(始末書の読み上げ)
議長	<p>この前現地確認をしています。ハウスミカンを作られているところです。内容的にも今説明があった通りで特段問題はないかと思いますが、皆さん方から何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)</p> <p>これで報告第61号を終わります。続いて報告第62号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の2頁と3頁をご覧ください。報告第62号について説明いたします。記載のとおり6件となっています。合計14筆で面積が14,447平米となっています。内訳は田が10筆で11,337平米。畑が4筆で3,110平米です。解約事由は双方合意による借人変更のためが1番、4番、5番、6番の4件。2番はあっせんのため、3番は農地法第4条申請のためとなっています。なお、借人変更となっている1番は新しい借人の方が決まっております。議案第134号の7番に上がっています。4番・5番・6番は次の借人が決まっております。来月以降に中間管理事業での申請が上がってくるようになっていきます。なお、新しい借人の方は今の借人の方の息子さんです。2番のあっせんは本日あっせん委員の選任をいたします。3番の農地法第4条申請は議案第132号に上がっています。以上で報告第62号の説明を終わります。</p>
議長	<p>報告第62号について説明をさせました。皆さん方から何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。)</p> <p>これで報告第62号を終わります。議案に入ります。議案第131号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」1番の説明を求めます。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料の4頁をご覧ください。番号1について説明いたします。位置図の2頁も併せてご覧ください。本日お渡しした資料は2頁をご覧ください。ここは今年3月の総会において農振除外の審議をしていただいています。土地の所在は〇〇字〇〇〇〇番〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は91平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん70歳、解体業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん69歳、無職の方です。転用の目的は宅地拡張となっております。その概要は庭園91.00平米です。農地区分は1種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地、西は水路を挟んで田、南は道路、北は宅地となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっています。譲受人から始末書の提出が 있습니다。説明は以上です。</p>
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	<p>現地は〇〇〇〇から少しだけ県道を上った所にある〇〇〇〇の〇〇の家です。〇〇の家はここには無かったのですが、ここに家を建てられた際に畑を庭として利用され始めたようで</p>

	す。報告は以上です。
議長	担当の最適化推進委員から補足ございますか。
担当推進委員	今の報告のとおりですが、現地は畑としては幅が狭くてトラクターが使えるような土地ではありません。元々畑としての利用はされていませんでした。そのようなこともあって、庭として使われるようになったのだと思います。水路を挟んで西側の農地がございますが、日照とかの問題はないと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。現地を見ると圃場整備による狭地で、畑としての利用価値も無いため、庭にされたのかなと思います。皆さん方から何かございますか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番については取扱いをさせていただきます。次に進みます。2番の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明します。位置図は3頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇及び〇〇番地〇でございます。今回の申請に当たり分筆登記されています。登記地目・現況地目2筆共に田となっています。登記面積はそれぞれ53平米、304平米となっています。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの夫婦です。共に27歳で会社員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん77歳、農業の方です。転用目的は一般住宅で、その概要は居宅1棟144.91平米、3台分の駐車場が37.50平米、進入路ほか174.59平米になっています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東は水路を挟んで宅地、西は水路を挟んで道路(市道)、南は道路と水路、北は分筆残地の田となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。道路法第24条工事承認申請と公有水面占用許可申請が都市建設課に出されています。番号2の説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	場所は先月もありました〇〇の〇〇〇〇というお菓子屋さんから〇〇〇〇の方へ400メートル位入った所です。ここを過ぎて100メートル位行きますと先月4条申請があった所になります。申請地は道路より約80センチメートル低い田んぼですが、作付けはされていません。東側が水路と住宅に入る道。西側が市道と田んぼの中にきちんとした水路が作られていて、水が流れています。水路幅は35センチメートルで高さが20センチメートルあります。南側は幅1.2メートル位の水路があって、結構な水が流れています。北側は分筆しての残地になっています。将来的には宅地への転用申請があると行政書士の方がおっしゃっていました。報告は以上です。
議長	担当の最適化推進委員から何か補足はありませんか。
担当推進委員	特にありません。ここは問題になることは無いと思います。
議長	皆さんから何か質問や意見はございませんか。この辺も段々と宅地化が進んでいるところです。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ということで進めさせていただきます。事務局から3番の説明をお願いします。
事務局	番号3について説明します。位置図は4頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地と〇〇番地でございます。登記地目・現況地目2筆共に田となっています。登記面積は68平米と92平米です。譲受人は〇〇区の〇〇業者〇〇〇〇です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん75歳、無職の方と〇〇市の〇〇〇〇さん60歳、会社員の方です。転用の目的は宅地分譲となっています。その概要は1区画の宅地、

	160.00 平米です。進入路は今年4月に宅地分譲5区画の5条申請があっており、その際の進入路を利用される計画となっています。今日お渡ししている資料では申請地の北側に5区画の宅地分譲が記載されていますが、この開発で作られる進入路をこの申請でも使用されます。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが、東は水路を挟んで田、西は宅地と雑種地、南は宅地、北は道路と水路となっています。備考欄のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。ここは公共下水道区域となっています。番号3の説明は以上です。
議長	担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は〇〇から南の方へ100メートル位行った所に〇〇歯科がありますが、その裏になります。事務局の説明であった通り進入路は前の転用申請での進入路を水路に蓋を被せる方法で作られますが、これを利用されます。東側に田んぼが残りますが、問題ないと思います。ご審議方、よろしく願いいたします。以上です。
議長	今説明のあった通りです。ここは3種農地ですので、皆さんからご意見が無ければ採決をしたいと思いますが、何かございますか。よろしいでしょうか。 それでは3番についての採決を取りたいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、取扱いを進めさせていただきます。4番の説明をお願いします。
事務局	番号4について説明します。説明資料は5頁、位置図は5頁をご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇番地〇でございます。こちらは昨年11月の総会で農用地利用計画の変更ということで、軽微な変更の報告がされていまして。登記地目・現況地目共に田になっています。登記面積は831平米です。借受人は〇〇区の〇〇〇〇さん41歳、農業の方です。貸出人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、農業の方です。お二人は親子でして、土地の所有権の移転ではなく、使用貸借の契約を結ばれます。転用目的は堆肥舎となっています。その概要は堆肥舎1棟、198.00平米と資材入れコンテナ2棟、59.50平米、2台分の駐車場30平米と進入路ほか543.50平米となっています。農地区分は1種農地です。周囲の状況ですが、東は水路を挟んで道路(県道)、西は畑と山林、南は道路、北は田(貸出人の所有地)となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで条件なしとなっています。借受人の方から始末書が提出されています。番号4の説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は〇〇地区になります。位置図を見ていただきますと、申請地の北側に実線と点線で四角形がいくつか描かれています。ここが自宅です。申請地は圃場整備によって作られた農地ではありますが、すぐ西側が山林で生産性には厳しい所です。以前から資材を入れるためのコンテナや色んな物を置いて利用されていまして。〇〇〇〇さんから〇〇さん二代に渡り〇〇農家をされていて、今回大規模な〇〇用のハウスを建てられています。非常に頑張っておられる認定農業者の方です。周囲には農地は無く、影響を与えることもありませんので、ご審議をお願いしたいと思います。
議長	担当の最適化推進委員から何か補足はありませんか。
担当推進委員	周囲は東が県道でその先は幅1.2メートルの水路、南は農道、西は山林と〇〇さんご自身の畑、北側も自身の田となっています。〇〇で〇〇賞を受賞されていて、立派な〇〇を栽培されています。何故ここに堆肥舎を作られるかという生産効率を上げるため、生産拠点のハウスから近い所に丁度ご自身の田んぼがあったため決められていますので、よろしく願いいたします。
議長	皆さん方から何かありましたら、お願いします。特段ございませんか。 この方から今までに何枚始末書をいただいていますでしょうか。今後とか言った割には数

	が多いのですが。
担当委員	ただ、これまでも農業用としての利用ですので、見逃してください。手続きがされてなかったことは悪いとは思いますが。
議長	〇〇賞を受賞されるくらいですから、応援はしたいと思いますが、遣り過ぎの所があるようですので今後注意してもらいよう伝えてください。 それでは採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可相当として処理いたします。 次に進みます。議案第132号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料の6頁をご覧ください。位置図は6頁を併せてご覧ください。1番について説明いたします。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は2,508平米です。申請人は〇〇市〇〇町大字〇〇の〇〇〇〇さん81歳、農業の方です。転用の目的は植林です。ヒノキ400本が既に植えられています。農地区分は2種農地で、周囲の状況ですが、東と南は畑(荒廃農地)、西は道路(市道)、北は山林となっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議はしてあり、条件は無しとなっています。追認のため始末書が提出されています。説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ)
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は市道〇〇・〇〇線を〇〇のある〇〇から2.8キロメートル程登った市道沿いにあります。〇〇からは少し下った所になります。申請地の西側は市道ですが、市道を挟んで反対側には太陽光発電装置があります。現場は市道と接している西側が一番高く東側に下がっている斜面です。ヒノキが400本と説明がありましたが、密植状態で手入れは何もなされておりません。東の隣接が畑とのことですが、確認は出来ません。西側は市道、南側は畑とのことですが、山林のような状態です。申請地よりも大きな樹木が生えています。北側は山林でスギが植えられています。以上です。
議長	今説明をいただきましたが、何か皆さん方からございますか。 申請地は元々ミカン園だったのでしょうか。
事務局	多分そうではないでしょうか。申請者からは15段の畑だったと伺っています。
2番委員	質問よろしいでしょうか。申請人の方は81歳とのことですね。平成15年3月に植林をされたとのことですが、それまではミカンを作っておられたのでしょうか。
担当委員	平成の初めにオレンジ自由化で園地転用がされていますが、その頃に植えられているのではないかなと思います。今のヒノキから判断してのことですが。
2番委員	周囲には畑とか農地は無いのでしょうか。現状を教えてください。
担当委員	地目上は東と南は畑ですが、申請地と同じように山林状態のようになっているようです。ただし、東側には行けていません。
2番委員	こちら辺り帯現状は山になっているということですね。
議長	事務局でこの周辺の地目を調べてください。2番委員から今あったように山林にされているのであれば、手続きを取ってもらうように整理をしたらどうでしょうか。検討をさせてください。他にはございませんか。よろしいでしょうか。質問・意見も無いようですので、採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により処理させていただきます。 議案第133号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>総会議案・説明資料の7頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図につきましては7頁をご覧ください。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇〇番地、字〇〇〇〇番地〇、〇〇番地〇、〇〇番地、〇〇番地の5筆でございます。登記地目は5筆全て畑ですが、現況地目は〇〇だけが樹園地となっています。〇〇は畑となっています。登記面積はそれぞれ122平米、313平米、945平米、433平米、479平米で、合計3,310平米になります。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん48歳、農漁業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん73歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大及び相手方の要望となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。1番の説明は以上です。</p>
議長	今説明をさせましたが、担当委員から補足はございませんか。
担当委員	譲渡人の方は〇〇〇〇さんで、ご主人を亡くされています。譲渡人の〇〇〇〇さんは農漁業をされていますが、農業の方ではブドウの生産をされています。今回字〇〇の4筆はブドウの規模拡大のために求められています。字〇〇の1筆は樹園地で〇〇さんの自宅の横でありますから、〇〇さんが〇〇さんに購入をお願いされています。
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。
10番委員	農地の状態はどのようになっていますか。
担当委員	字〇〇の4筆は市道に隣接してまして、〇〇番〇はブドウ畑で〇〇さんが〇〇さんに作業委託をされていました。残り3筆は草払い程度の管理まで頼まれていました。字〇〇も同様です。
議長	取引価格を教えてください。
事務局	5筆で〇〇万円です。
議長	反当ではいくらになりますか。
事務局	反当〇〇千円程度になります。
議長	他に質問・意見はございませんか。よろしいでしょうか。それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により許可することに致します。次に移ります。議案第134号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題と致します。この案件は一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第134号について説明いたします。総会議案・説明資料は8頁から13頁まででございます。この案件につきましては1議案で33件ありまして、11頁の18番から12頁の30番はあつせん案件です。13頁に記載されている31番から33番は農地中間管理機構との貸借となる案件です。</p> <p>利用権設定されている案件が1番から17番までの17件です。利用権設定17件のうち、新規が7件。再設定(更新)が10件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は6件で、賃貸借権の設定は11件です。賃貸借権11件のうち、現金扱いが5件で、物納扱いが6件となっています。契約期間については、10年が3件、5年が7件、3年が3件、1年が4件となっています。使用貸借権が設定されているは6件です。10番と11番と17番は狭小な農地で、これまでも借りて自家野菜を作っておられました。14番・15番・16番は相続などの条件が整った後は買取られますので、それまでの暫定的な処置となっています。</p> <p>11頁の18番から21番はあつせんで、総会後に所有権が公社から買い手に移ります。11頁の22番から24番は売り手から公社へ所有権が移ります。12頁に記載してある25番から30番は既に所有権に関する登記手続きが終つておりますが、地目が原野・宅地・山林・雑種地となつていたので書面で皆様に示しておりませんで</p>

	<p>した。ここで改めて報告をさせていただくために記載しています。遅くなりまして申し訳ありません。23番から30番は〇〇地区の放牧事業関連です。</p> <p>13頁は農地中間管理機構との貸借で、3件となっています。設定する権利は賃貸借の設定が2件、使用貸借の設定が1件となっています。3件共に新規となります。なお、33番は〇〇の放牧事業に貸されるのですが、先月に上がってきた農地と同様の扱いになっています。議案第134号の説明は以上です。</p>
議長	皆さんから質問・意見はございませんか。
10番委員	12頁に記載してある地目が原野・宅地・山林・雑種地も議案に上げないといけなかったのですか。
事務局	農業公社からは議案に上げてもらわないと、手続きが進まないと言われていました。
議長	公社を通して以上、手続きを踏まないといけないということです。農業委員会なので農地の審議をすればいいのではないかということでの発言とは思いますが、手続き上のことでよろしく願います。
10番委員	原野・山林等が〇〇に所有権が移転後の地目はそのままにされるのでしょうか。
事務局	農振地域に編入手続きをすれば、地目を農地にすることは出来ます。宅地や雑種地では農林事業の補助金は出ないはずですから、先程言った手続きを踏んで農地に地目を変えておいた方が後々有利に働くと思います。
議長	事務局は買い手にどうされますかと確認をしておいてください。 10番・11番・17番は借り手の〇〇さんが畑で野菜を作っていますが、使用貸借での契約ですが、理由があるのでしょうか。
担当委員	これまでも農地の管理ということで頼まれておられたようです。貸し借りの手続きを取ってもらうようお願いをしたところです。
議長	他にはありませんか。よろしいでしょうか。
	(4番委員退室)
議長	無いようですので、採決します。議案第134号に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により議案第134号は決定することに致します。
	(4番委員入室)
議長	じゃあ最後になります。報告第63号「農地法第4条適用除外の証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	総会議案・説明資料の14頁をご覧ください。位置図につきましては8頁を併せてご覧ください。土地の所在は〇〇字〇〇〇番地でございます。登記地目は田です。登記面積は36.6平米のうち13.1平米を農業用倉庫として使いたいとのことです。申請人は所有者である〇〇区の〇〇〇〇さんです。目的及び施設の概要ですが、農業用倉庫13.1平米となっています。周囲の状況ですが、東は水路を挟んで道路(県道)、西は山林、南と北は田となっています。地元協議はしており、条件はなしとなっています。こちらは先月の総会で農用地利用計画の変更で軽微な変更の報告がされていきました。説明は以上です。
議長	ここで担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	この場所は先程の議案第131号の4番の場所から少し北側の田んぼになります。131平米に農機具を収納するための倉庫を建てたいとのことです。ここも圃場整備をされた農地ではありますが、西側は山林が迫っていて非常に生産性は低い農地になっています。今回農機具を購入されていまして、収納する場所がないために簡単な農業用倉庫を作りたいとのことです。ご審議ください。
議長	担当の最適化推進委員から何かございませんか。
担当推進委員	今農業委員からの発言のとおりです。圃場整備をしてから30年以上経ちますが、西側の山林のヒノキが育ち過ぎて、午後には農地全体に影が差すような場所です。朝は早くからイ

	ノシシが出てくる所でもありまして、イノシシの見張りもしょっちゅうされてはいたのですが、共済金を受けられることが殆どでありまして、農地としての利用は難しいと思われる土地でございます。周囲への影響もないと思っています。以上です。
議 長	何か論点が違っているような気もしますが、自宅の方を片付ければ農機具の1台くらいは収まりそうでした。
担当委員	今回購入されたコンバインは今預けておられます。
議 長	そうでしたか。皆さんから何かございませんか。よろしいでしょうか。それでは採決します。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により許可することと致します。これで本日の報告・議案についての審議を終わります。
	(午後2時40分終了)

	この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。		
	令和3年 8月 2日		
	鹿島市農業委員会	会 長	Ⓔ
		5番委員	Ⓔ
		6番委員	Ⓔ
		事務局長	Ⓔ